

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年8月28日

茨城県太田警察署長 清水 健吾

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

太田警察署公用自動車用燃料購入単価契約

(2) 購入物品及び予定数量

ガソリン（レギュラー）、数量10,800リットル（予定数量につき増減有り）

(3) 納品場所

落札業者（給油スタンド）の店頭

(4) 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

ア 単価契約であるので、ガソリン1リットル当たりの金額（消費税及び地方消費税を含まない。）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でな

いこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

(8) 太田警察署から半径3キロメートル以内に給油所（危険物の規制に関する政令

（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」（セルフ給油所）を除く。）を有する者であること。

3 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件ではなく、紙による入札となる。

4 入札書等の交付場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒313-0004

茨城県常陸太田市馬場町1223

茨城県太田警察署会計課

電話 0294-73-0110（内線231）

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から令和8年9月11日までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に定める休日を除く。

(3) 入札公告、入札説明書等については、茨城県物品役務入札情報サービスからも閲覧することができる。

5 入札参加資格等の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に参加資格を有することを証明する書類を添付して、前記4の(1)に示す場所に令和8年9月11日午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格等の確認の結果は、証明書等審査結果通知書により回答する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年9月28日（月）午前11時

茨城県太田警察署 大会議室

なお、郵便又は電信による入札は認めない。

7 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合において、入札保証金の全部又は一部を免除する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札
- (3) 首標金額を訂正した入札
- (4) 入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

詳細は入札説明書による。